令和5年3月市議会定例会議

# 建設水道常任委員会資料

#### 目 次

火				
	【議案第42号	福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件】		
	〇路	<b>政課</b>	···· P.	2 <b>~</b> 6
	【議案第45号	市道路線の認定及び廃止の件】		
	〇路	政課 位置図	···· P. ···· P.	7 8 ~ 1 8
	【報告第1号 専	算決処分報告の件 <b>】</b>		
	〇河	川課 ・専決第26号 損害賠償の額の決定並びに和解の件	···· P.	1 9
	〇路	政課 ・専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解の件	···· P.	2 0

# 建設部

## 議案第42号 福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書 P. 181~183)

- 1. 条例改正の趣旨、概要
  - (1)条例改正の背景
    - ①道路法施行令の改定
    - ・道路占用料の額は固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準等を考慮して定められており、これらの変動を反映し、 定期的に変更される
  - (2)条例改正の主な内容
    - ①第2条別表における道路占用料の額の改正
    - ②第2条別表における「自動運行補助施設」の規定

### 2. 新旧対照表

		改正後	2		改正前					
另	」表(第2条関	係)			別表(第2条関係)					
	占用料					- m+-/+		占用料		
	占用物件		単位	金額		占用物件		単位	金額	
	法第32条第 1項第1号	第1種電柱	1本につき1年	<u>570</u> 円		法第 32 条第 1 項第 1 号	第1種電柱	1本につき1年	<u>510</u> 円	
	に掲げるエ	第2種電柱		<u>870</u> 円		に掲げるエ	第2種電柱		<u>790</u> 円	
	作物	第3種電柱		<u>1,200</u> 円		作物 	第3種電柱		<u>1,100</u> 円	
		第1種電話柱		<u>510</u> 円			第1種電話柱		<u>460</u> 円	
		第2種電話柱		<u>810</u> 円			第2種電話柱		<u>730</u> 円	
		第3種電話柱		<u>1,100</u> 円			第3種電話柱		<u>1,000</u> 円	
		その他の柱類		<u>51</u> 円			その他の柱類		<u>46</u> 円	
		共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートルに つき1年	5円			共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートルにつ き1年	5円	

改正後						改正前			
	地下に設ける電線その他の線類		3円			地下に設ける電線その他の線類		3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円			路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>450</u> 円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	300円			地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270円	
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個につき1年	<u>1,000</u> 円			変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	<u>910</u> 円	
	郵便差出箱及び信書便 差出箱		420円			郵便差出箱及び信書 便差出箱		380円	
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,000円			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910円	
法第32条第 1項第2号 に掲げる物	外径が 0.07 メートル 未満のもの	長さ1メートルに つき1年	<u>21</u> 円		法第32条第 1項第2号 に掲げる物	外径が 0.07 メートル 未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	19円	
件	外径が 0.07 メートル 以上 0.1 メートル未満 のもの		30円		件	外径が 0.07 メートル 以上 0.1メートル未満 のもの		<u>27</u> 円	
	外径が 0.1 メートル以 上 0.15メートル未満の もの		45円			外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		<u>41</u> 円	
	外径が 0.15 メートル 以上 0.2 メートル未満 のもの		<u>61</u> 円			外径が 0.15 メートル 以上 0.2 メートル未満 のもの		<u>55</u> 円	

改正後		改正前			
外径が 0.2 メートル 以上 0.3 メートル未満 のもの	<u>91</u> 円	外径が 0.2 メートル 以上 0.3 メートル未満 のもの	82円		
外径が 0.3 メートル 以上 0.4 メートル未満 のもの	120円	外径が 0.3 メートル 以上 0.4 メートル未満 のもの	<u>110</u> 円		
外径が 0.4 メートル 以上 0.7 メートル未満 のもの	210円	外径が 0.4 メートル 以上 0.7 メートル未満 のもの	190円		
外径が 0.7 メートル 以上 1 メートル未満の もの	300円	外径が 0.7 メートル 以上 1 メートル未満 のもの	270円		
外径が1メートル以上 のもの	610円	外径が1メートル以 上のもの	550円		

			改正後			改正前
						(新設)
法第 32 条 第1項第3 号に掲げる 施設	自 動 運 行 i	法第2条 第2項第 5号に規 定する自	地下に 設ける もの	<u>長さ1メートル</u> につき1年	3円	
		<u>動運行装</u> 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	<u>その他</u> <u>のもの</u>		10円	
		道路の構造 の状況を表示柱その他	<u> </u>	<u>1本につき1年</u>	810円	
		<u>その他の</u> もの	上空に 設ける もの	<u>占用面積1平方</u> メートルにつき 1年	510円	
			地下に 設ける もの		300円	
	<u>その</u>	<u>他のもの</u>			1,000円	

改正後					改正前				
法第 32 条第	1項第 <u>4</u> 号に	掲げる施設	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1 11000 144	法第32条第1 <u>掲げる施設</u>	項第3号及び第4号に		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u> 円
法第 32 条 第1項第5	上空に設ける	5通路	占用面積1平方メ ートルにつき1年	900円	法第 32 条第 1 項第 5 号	上空に設ける	5通路	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>930</u> 円
号に掲げる	地下に設ける	5通路	17000 70 14	<u>540</u> 円	に掲げる施	地下に設ける	5通路	17/10/2014	<u>560</u> 円
施設	その他のもの	D		<u>1,000</u> 円	設	その他のもの	)		<u>910</u> 円
道路法施行 令(昭和27 年政令第	看板(アー チであるも のを除く。)	一時的に 設けるも の	表示面積1平方メートルにつき1月	180円	道路法施行 令(昭和 27 年 政 令 第	看板(アー チであるも のを除く。)	一時的 に設け るもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u> 円
479 号。以 下この表に		その他の もの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	479 号。以下 この表にお		その他 のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u> 円
おいて「政令」とい	標識		1本につき1年	<u>810</u> 円	いて「政令」という。)第	標識		1本につき1年	<u>730</u> 円
う。)第7条 第1号に掲 げる物件	アーチ	'一チ 車道を横 1基につき1月	7条第1号 に掲げる物	アーチ	車道を 横断す るもの その他 のもの	1基につき1月	<u>1,900</u> 円		
政令第7条第	第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,000円	政令第7条第	政令第7条第2号に掲げる工作物			<u>910</u> 円
政令第7条第4号に掲げる工事用施 設及び同条第5号に掲げる工事用材 料			占用面積1平方メ ートルにつき1月	180円	設及び同条第5号に掲げる丁事用材		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u> 円	

議 案 書 P.187~188

## 議案第45号

## 市道路線の認定及び廃止の件

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定するとともに、認定替等により 廃止するものとする。

記

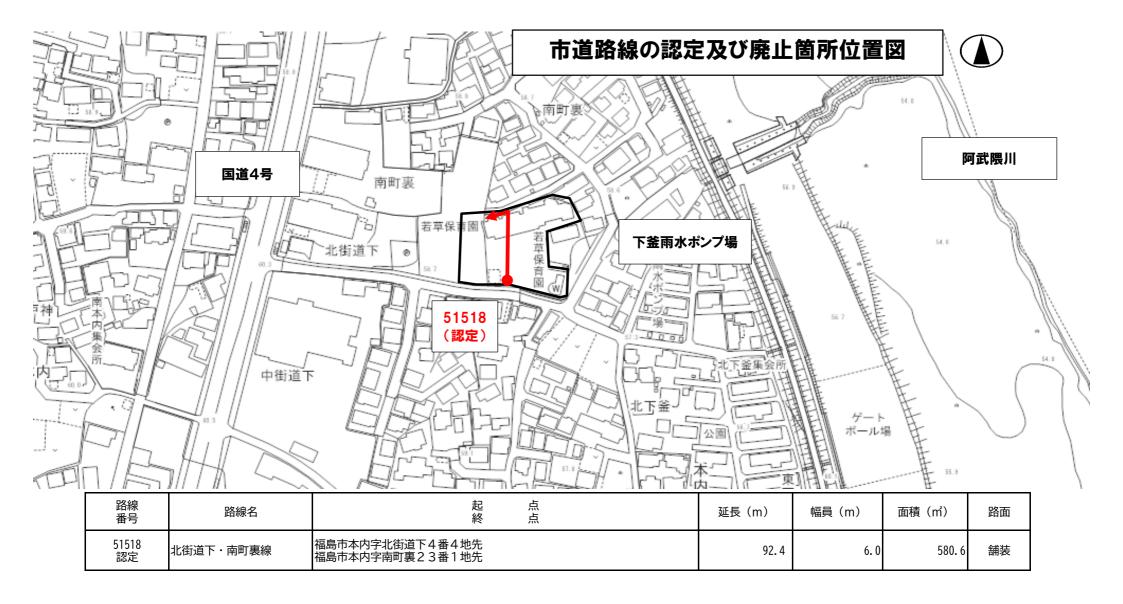
## 1、認定する路線

路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	認定理由
20999	ほうらいちょう ひゃくごじゅうはちごうせん <b>蓬萊町158号線</b>	8	福島市蓬萊町二丁目地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
51518	きたかいどうした みなみまちうら せん <b>北街道下・南町裏線</b>	9	福島市本内字北街道下ほか地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
61420	たちたよんごうせん <b>立田4号線</b>	11	福島市笹木野字立田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
61421	LASSIGN ごうせん <b>新町8号線</b>	12	福島市町庭坂字新町地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
61422	ことまま ほりのうちまえせん <b>弐斗時・堀ノ内前線</b>	13	福島市泉字弐斗蒔ほか地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
70816	やなぎだ はちごうせん 柳田8号線	14	福島市吉倉字柳田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
80271	<b>六郎·町畑線</b>	15	福島市平石字八郎ほか地内	市道廃止に伴う認定替えによる認定
81072	にしのうちじゅうに ごうせん <b>西ノ内12号線</b>	16	福島市大森字西ノ内地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
81073	こうはくごごうせん <b>光白5号線</b>	17	福島市永井川字光白地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
81074	されだ。たけのうちせん <b>沢田・竹ノ内線</b>	18	福島市永井川字沢田ほか地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定

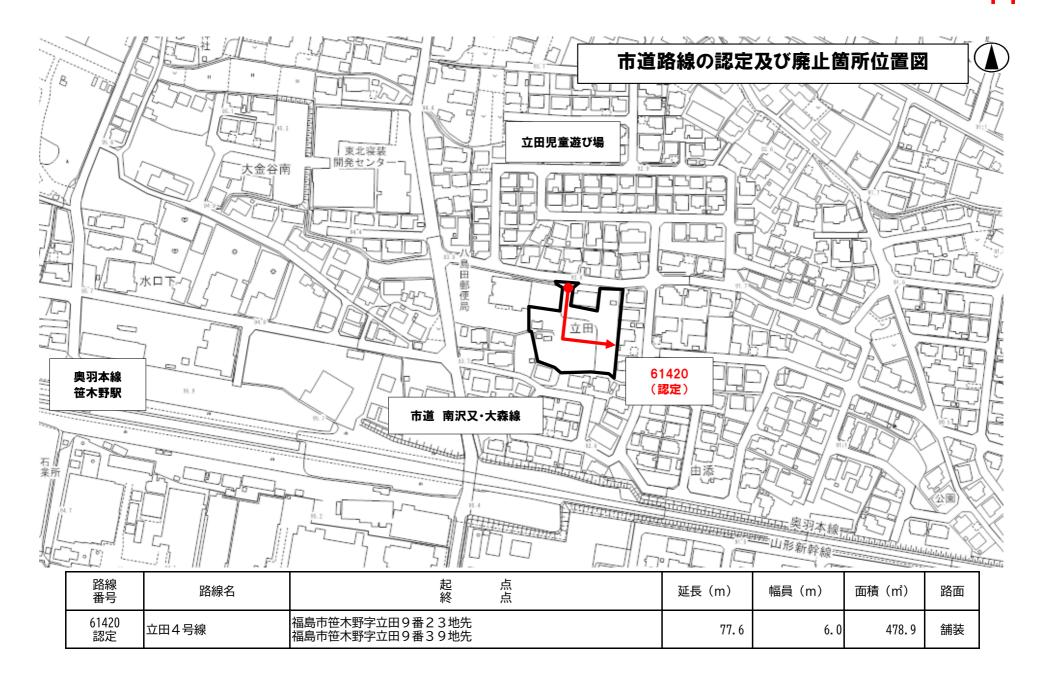
## 2、廃止する路線

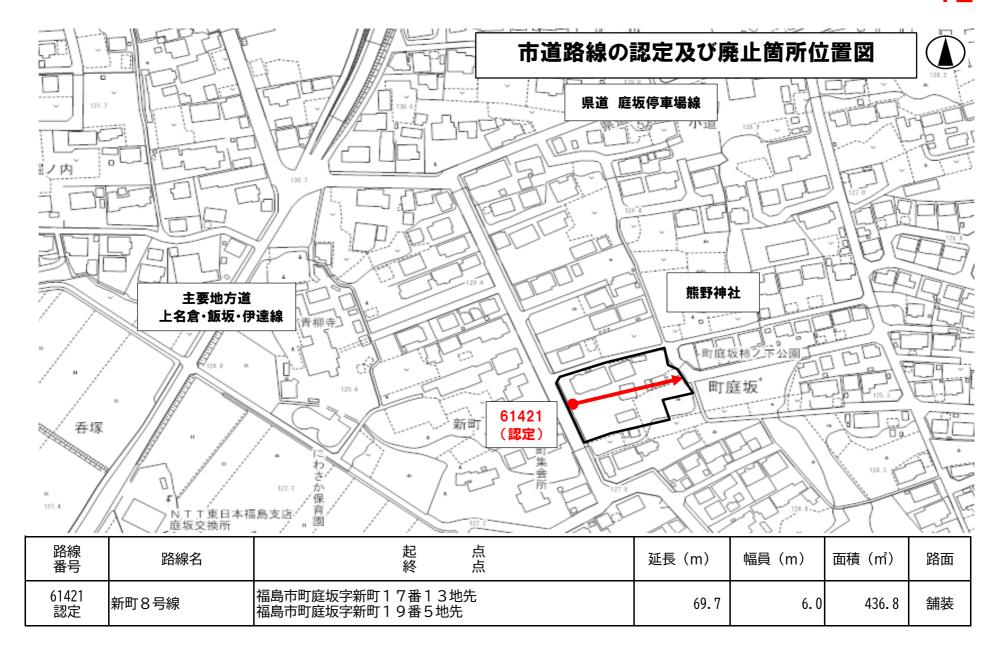
路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	廃止理由
60180	みやしたちょうきゅうごうせん <b>宮下町9号線</b>	10	福島市宮下町地内	代替機能を有する市道が存在し、 沿線に住宅等がなく生活道路としての利用が無いため廃止
80271	はちろう <u>Lもいしせん</u> <b>八郎・下石線</b>	15	福島市平石字八郎ほか地内	廃止区間に住宅等がなく不特定多数の通行が無いため廃止





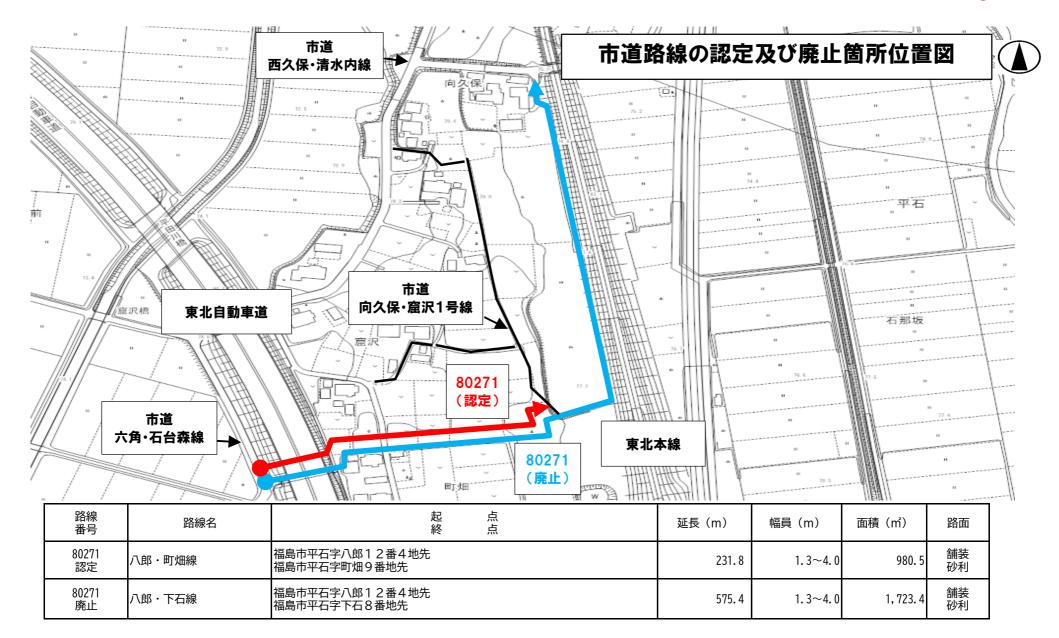


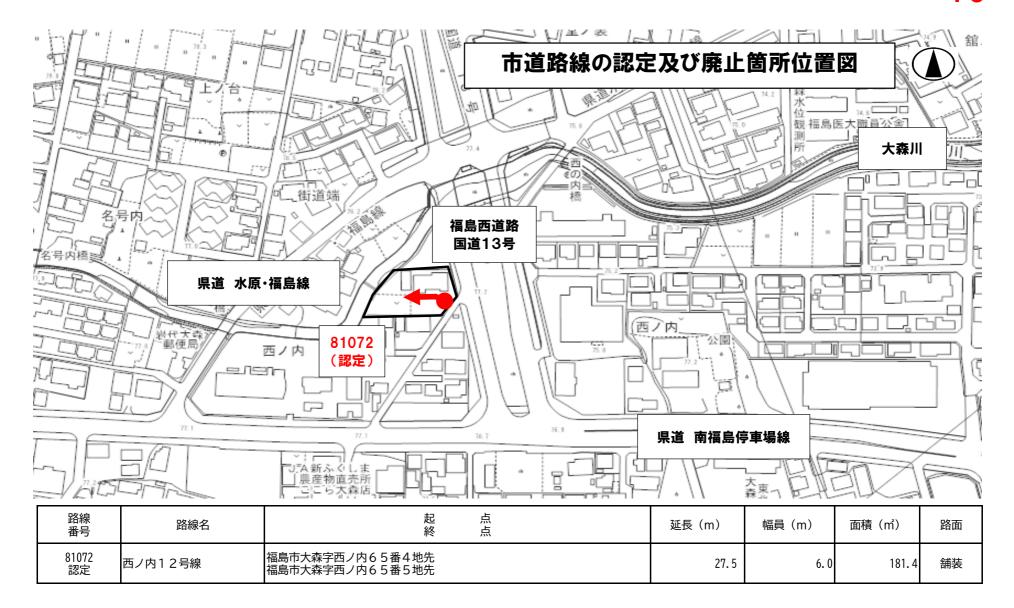
















(議案書 P. 191)

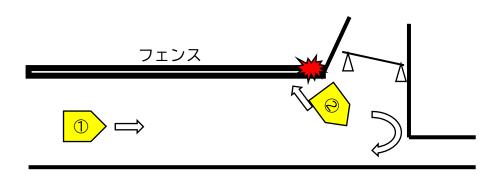
## 専決第26号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

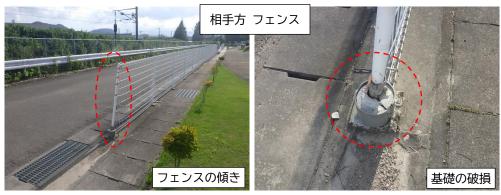
- 1 事故発生の日時 令和4年9月12日(月) 午後3時頃
- 2 事 故 状 況 等 河川課職員が、法定外水路維持業務のため移動中、福島市鎌田字門丈壇地内で方向転換のため公用車を後退 させた際、相手方敷地入口のフェンスに接触し、フェンスの一部が破損した。

### 【事故発生場所(位置図)】



## 【事故発生状況(平面図)】







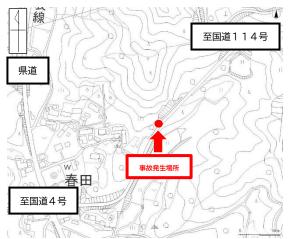
河川課

## 専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

1 事故発生の日時 令和4年11月9日(水) 午後3時30分頃

2 事 故 状 況 等 相手方が福島市立子山字藤宮9番1地先(市道 金沢・立子山線路上)を走行中、路面に散乱していたアスカー ブの破片に接触したことで、タイヤ及びホイールが破損した。

### 【事故発生場所(位置図)】



#### 【事故発生場所】









▲事故車両(全景)



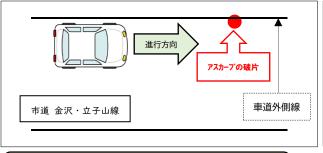


▲被害状況(助手席側の前)



▲事故発生時におけるドライブレコーダーの記録映像

### 事故発生状況(平面図)



市道を走行中、路面上に散乱していたアスカーブの破片 に接触し、タイヤ及びホイールが破損した。

#### 事故発生状況(断面図)



【参考】アスカーブの事例



路政課